

飼い犬・飼い猫の引取りについて～青森県動物愛護センター

1 終生飼養の原則と引取り拒否について

動物の愛護及び管理に関する法律には、「動物の飼い主は、動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（終生飼養）に努めなければならない。」と明記されています。

飼育している動物については、最後まで責任をもたなければなりません。

動物愛護センターでは、飼い主からの犬・猫の引取りを行っていますが、同法律では、「相当の理由がないと認められる場合、引取りを拒否することができる。」とされています。

このことについて、同法施行規則には次の場合が挙げられています。

- (1) 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- (2) 引取りを繰り返し求められた場合
- (3) 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
- (4) 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
- (5) 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
- (6) あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合

以上のような内容で引取りを希望する方に対しては、原則として応じていません。

また、事前相談もなく、直接、犬や猫を持ち込む方に対しては、そのままお帰りいただくこととなります。

2 新たな飼い主さがしへの提案

「これ以上飼えないから引取ってもらおう」と思ったとき、本当にもう絶対に飼い続けることができずなのか、再度、考えてみてください。

飼えないという結論しかない場合であっても、動物愛護センターに連絡する前に、まだ、できることがあるはずです。

- (1) 親類・友人・知人など、あらゆる人に声を掛けてみましょう。ただし、押しつけるのではなく、事情を理解し、適切に飼育を引き継いでくれる人をお願いすることが大切です。
- (2) ショッピングセンターや動物関係の事業施設の掲示版やタウン誌を利用して、もらい手をさがすこともできます。
- (3) 地域で活動している愛護団体に相談して、譲渡会に参加することもできます。

3 動物愛護センターから飼い主さんへ

避妊・去勢の措置をしないまま予期せずして生まれた子犬や子猫、ガンなどの病気や痴呆状態になったペットの処分を希望する方からの問い合わせもあります。かつては、「遺棄を防止する」などの理由で引取りに応じてきましたが、現在は一切お断りしています。動物病院の獣医師に相談するなど、ご自身で責任をもって対処してください。動物愛護センターは、不要になったペットの処分場ではないのです。

やむを得ない事情で飼えなくなり、新たな飼い主を見つけるために最大限の努力をしたけれど、どうにもならなかった、そのとき、改めてセンターにご相談ください。

引取りした後は、お返しできません。最後の手段なのです。

よくよく考えてください。相談は大歓迎です。